基本構想審議会「中間のまとめ」説明資料

練馬区

中間のまとめにあたって



- □区が総合的・計画的な行政運営を行ううえでの基本 的な指針であり、区の長期計画・各種分野別計画の 頂点に位置する「最上位の行政計画」
 - ■区民の代表である議会の議決を経る
 - ■地方自治法により策定が義務付けられている
- □平成30年代初頭を目標とした「区のめざすべき将来像」を明らかにし、練馬のまちをともに築いていくための、「区民と区が共有する指針」となるもの

■練馬区基本構想審議会

□新基本構想に盛り込むべき内容について総合的・専門的見地 から審議するため、平成20年4月に設置。

■「練馬区の将来像を考える区民懇談会」の成果を 最大限尊重

- □昨年度設置され、83名の区民が参加
- □区民の視点から、区のめざすべき将来像やその実現に向けた 取り組みの方向性について、施策分野ごとの4分科会で議論
- □成果は「報告書」として審議会委員に配付され議論に活用
- □区民懇談会の代表者10名が、審議会の委員に就任

■「中間のまとめ」では、答申(平成21年3月予定)に向けて、審議会として取りまとめていく「考え方」を示す

1 今後10年の区政運営の基本となる考え方と重点軸

基本となる考え方

安心していきいき暮らせる地域コミュニティを育む

区民:まちづくりの主役

- ・地域の活性化
- ・区政全体への意識と関心の向上

お互いが信頼感を持って地域の 中でつながり、いきいきと暮らせる 地域コミュニティを育む

参加と支えあいにより地域の課題 解決に取り組む

- ・犯罪や地震、都市型災害などに対 し、住民同士で助けあいながら地域 の安全を守る
- ・介護や子育てで孤独感を感じる人、 高齢者、障害者、引きこもりの若者 など「助け」を必要とする人々を地域 で支える

区民と区の協働のまちづくり

区:地域コミュニティを育むための支援

地域活動に参加する きっかけづくり

地域活動の調整役となる 人材の育成

住民同士がつながるための 仕組みづくり

> 先進的な取り組みの 情報提供

※地域コミュニティ

自分だちが住んでいる地域を地域の住民みんなの力で自主的に住みよくしていく地域社会



□地域コミュニティをベースにしつつ、練馬区が将来に向けたまちづくりで何を重視して取り組むかを示す

(1)地域コミュニティの力で、豊かなみどりを育み、活かす

(2)地域コミュニティの力で、まちの魅力・活力を高める

(3)地域コミュニティの力で、子どもの健やかな成長を支える



(1)地域コミュニティの力で、豊かなみどりを育み、活かす

□練馬区の一番の特長であるみどりを地域コミュニティの力で守り、育み、そしてこれを他の地域にない「強み」としてさまざまな場面で活かすことで、練馬区らしいまちづくりを進めていきます。



(2)地域コミュニティの力で、まちの魅力・活力を高める

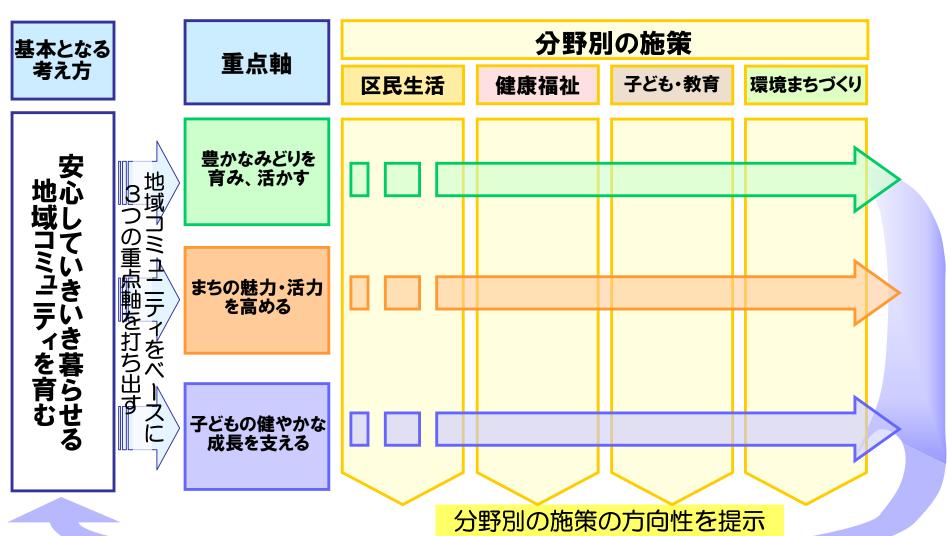
□産業や文化・生涯学習・スポーツ活動、まちづくり活動など、地域コミュニティを基盤とした区民のさまざまな活動により、多彩な地域の魅力とまちの新たな活力を生み出し、区民が一層誇りの持てるまちにしていきます。



- (3)地域コミュニティの力で、子どもの健やかな成長を支える
- □地域コミュニティの力を結集して、練馬区の将来を担 う次世代の育成に取り組み、安心して楽しく子どもを 育てることができ、子どもや青少年が夢を持ってのび のびと明るく元気に成長する、未来へつながるまちを 実現していきます。

2 新基本構想の構造 ~重点軸と分野別の 施策との関係~





重点軸にもとづいた取り組みがさらなる地域コミュニティを育む

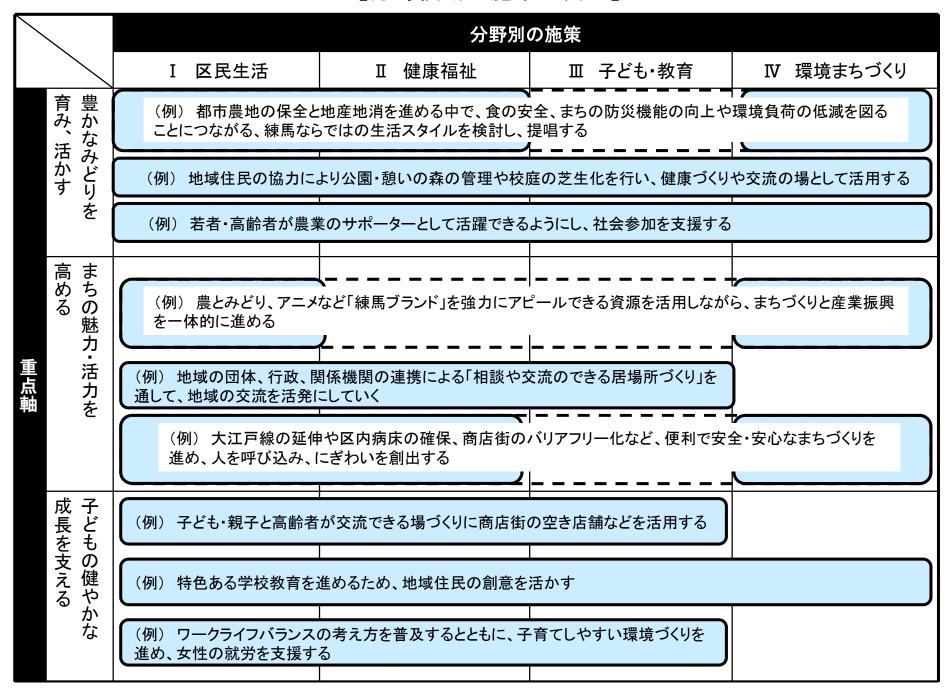


分野別の施策

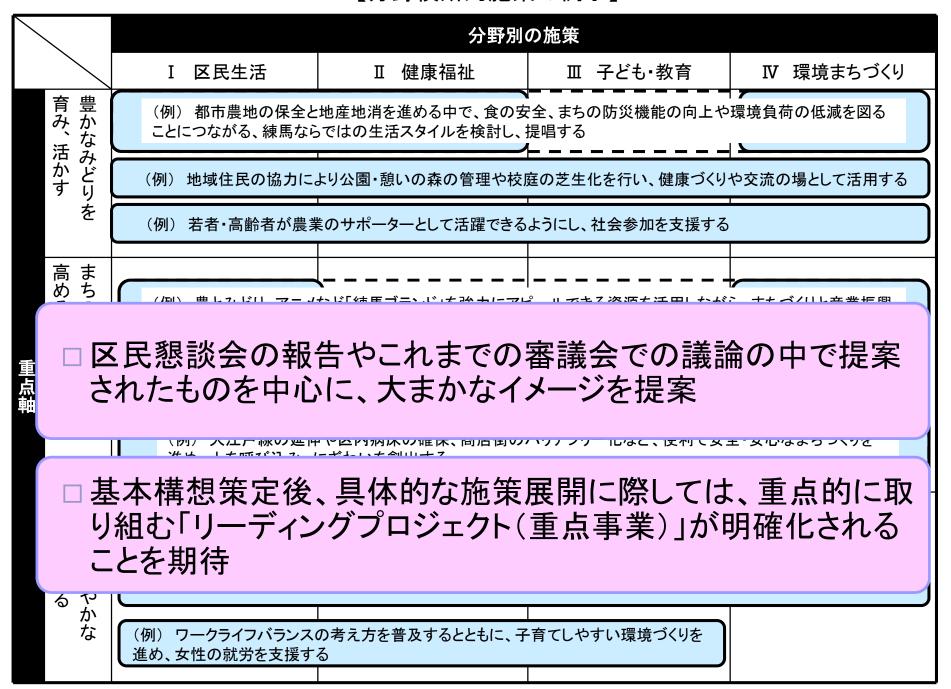
I 区民生活	Ⅱ健康福祉	Ⅲ子ども・教育	Ⅳ環境まちづくり
I -1 地域活動	Ⅱ-1 保健	Ⅲ-1 子育て支援	№-1 みどり
I -2 防犯·防火·防災	Ⅱ-2 医療	Ⅲ-2 学校教育	Ⅳ-2 地球環境
I -3 産業振興	Ⅱ-3 地域福祉	Ⅲ-3 青少年の健全 育成	Ⅳ-3 生活環境
I-4 国際交流· 在住外国人支援	Ⅱ-4 高齢者福祉		Ⅳ-4 土地利用· 都市景観
I-5 文化・生涯学習・ スポーツ	Ⅱ-5 障害者福祉		Ⅳ-5 都市基盤整備
I-6 平和·人権· 男女共同参画	Ⅱ-6 生活支援		Ⅳ-6 交通
			Ⅳ-7 住宅・住環境

3 重点軸を踏まえた 分野横断的な取り組み (例)

【分野横断的施策の例示】



【分野横断的施策の例示】



4 基本構想を実現するために



(1)長期計画の策定と進捗状況の区民への公表

- □長期計画を策定し、具体的施策・事業について目標を明示するとともに、達成度や効果・成果を検証する
- □ 行政評価制度により長期計画の目標実現に向けた区政経営を 行うとともに、区民に進捗状況を公表する

(2)区民参加・参画の仕組みづくり

- □(仮称)自治基本条例を制定し、施策の形成・実施・評価に対する区民の参加・参画を進める仕組みを整える
- □分かりやすい情報提供などにより区民の参加·参画の前提となる る区政の透明性を向上させる



- □ 基本構想で示すまちづくりの方向性を区民と区が共有し、具体 的な協働の取り組みにつなげる
- □地域コミュニティの調整役となる人材の育成など、地域コミュニティを育むための支援を行う
- □区民に最も身近な自治体として自律的な行財政運営を強化する
- □区・地域団体・NPO・民間事業者など多様な主体が効果的・効率的に公共サービスを担うことができるよう、区は適切な地域経営を行う
- □基本構想に基づく地域経営を主体的に担う職員を育成する